



金 沢 市 公 報

号外第 4 1 号

平成26年(2014年)12月25日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○特別職の職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例 (職 員 課)	29
●条 例		○職員の給与に関する条例及び企業職員の給与 の種類及び基準を定める条例の一部を改正す る条例 (")	31
○金沢市民生委員の定数を定める条例 (福祉総務課)	1	○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改 正する条例 (")	61
○金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援 等の事業の人員及び運営に関する基準等を定 める条例 (介護保険課)	2	○金沢市学校設置条例の一部を改正する条例 (教育総務課)	61
○金沢市介護保険法に基づく指定介護予防支援 等の事業の人員及び運営に関する基準等を定 める条例 (")	13	○金沢市体育施設条例の一部を改正する条例 (市民スポーツ課)	61
○金沢市介護保険法に基づく地域包括支援セン ターの包括的支援事業の実施に関する基準を 定める条例 (長寿福祉課)	26	○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条 例 (医療保険課)	62
○児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整理に関する条例 (障害福祉課)	28	○金沢市議会議員定数条例の一部を改正する条 例 (議会事務局)	62

条 例

金沢市民生委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成26年12月25日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第58号

金沢市民生委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき、本市における民生委員の定数を定めるものとする。

(定数)

第2条 民生委員の定数は、次条及び第4条に定める基準に従い、規則で定める数とする。

(定数の基準)

第3条 民生委員（主任児童委員（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第3項の主任児童委員をいう。以下同じ。）を除く。）の定数の基準は、おおむね200世帯ごとに1人とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第4条 民生委員（主任児童委員に限る。）の定数の基準は、民生委員法第20条第1項の民生委員協議会を組織する民生委員（主任児童委員を除く。）の数が39人以下の場合にあっては2人、40人以上の場合にあっては3人とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成26年12月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第59号

金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定居宅介護支援事業者の指定等の申請者に関する基準（第3条）
- 第3章 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
 - 第1節 基本方針（第4条）
 - 第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）
 - 第3節 運営に関する基準（第7条—第33条）
 - 第4節 基準該当居宅介護支援に関する基準（第34条）
- 第4章 雑則（第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。第3条第1項において同じ。）の規定による指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）の指定等の申請者に関する基準並びに法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定による指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）等の事業の人員及び運営に関する基準に関しては、この条例の定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

第2章 指定居宅介護支援事業者の指定等の申請者に関する基準

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

2 指定居宅介護支援事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）は、金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員であってはならない。

第3章 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

第1節 基本方針

- 第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うよう努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

- 第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（次条第2項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。
- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

- 第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。
- 2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

- 第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者

- のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの
- ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第3項各号に規定する方法のうち、指定居宅介護支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制

を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(13) 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(15) 第3号から第11号までの規定は、第12号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(16) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率

- 的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要があると認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (25) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、前項の研修には次に掲げる事項を含めるものとする。
 - (1) 法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に資するための、本市、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、地域住民等の活動に関する知識及びこれらの者との連携に関する事項
 - (2) 利用者の人権の擁護及び利用者に対する虐待の防止に関する事項
(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
(秘密保持等)

- 第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておかなければならない。
(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽の又は誇大なものであってはならない。
(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス

計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
(苦情処理等)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第12号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第13号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(暴力団員の排除)

第33条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、金沢市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員であってはならない。

第4節 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第34条 第1節から前節まで(第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援(法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第34条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する

基準等を定める条例の一部改正)

- 2 金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第9号」を「金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年条例第59号)第16条第9号」に改める。

(金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

- 3 金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第15条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第13条第9号」を「金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年条例第59号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。)第16条第9号」に改める。

第95条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第16条各号」に改める。

金沢市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成26年12月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第60号

金沢市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 指定介護予防支援事業者の指定等の申請者に関する基準(第3条)

第3章 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1節 基本方針(第4条)

第2節 人員に関する基準(第5条・第6条)

第3節 運営に関する基準(第7条—第32条)

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第33条—第35条)

第5節 基準該当介護予防支援に関する基準(第36条)

第4章 雑則(第37条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の22第2項第1号（法第115条の31において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第3条第1項において同じ。）の規定による指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）の指定等の申請者に関する基準並びに法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定による指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関しては、この条例の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

第2章 指定介護予防支援事業者の指定等の申請者に関する基準

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

2 指定介護予防支援事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）は、金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員であってはならない。

第3章 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1節 基本方針

第4条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うよう努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

(管理者)

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第3節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第3項各号に規定する方法のうち、指定介護予防支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (提供拒否の禁止)
- 第8条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。
- (サービス提供困難時の対応)
- 第9条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。
- (受給資格等の確認)
- 第10条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。
- (要支援認定の申請に係る援助)
- 第11条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受け

ている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（金沢市介護保険法に基づく地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年条例第61号）第2条第2項に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第1節、この節及び次節の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市町村（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支

払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付)

第17条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。)の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第19条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに、担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、

担当職員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、前項の研修には次に掲げる事項を含めるものとする。

(1) 法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に資するための、本市、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、地域住民等の活動に関する知識及びこれらの者との連携に関する事項

(2) 利用者の人権の擁護及び利用者に対する虐待の防止に関する事項

(設備及び備品等)

第22条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第23条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営概要の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第25条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第34条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておかなければならない。

(広告)

第26条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽の又は誇大なものであってはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第27条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、

関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を受受してはならない。

(苦情処理等)

第28条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第6項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第34条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第34条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第34条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第34条第14号に規定する評価の結果の記録

オ 第34条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(暴力団員の排除)

第32条 指定介護予防支援事業所の管理者は、金沢市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員であってはならない。

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第33条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第34条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の

住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及びその家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

(7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

- (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第47号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第42条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (13) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
- ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合
- イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。
- (18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難とな

ったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (19) 担当職員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要があると認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。
- (26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第35条 介護予防支援の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第5節 基準該当介護予防支援に関する基準

（準用）

第36条 第1節から前節まで（第28条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第36条において準用する第20条」と、第13条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

（委任）

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

2 金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第14条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号」を「金沢市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第60号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第34条第9号」に改める。

第43条第1号及び第112条第1号中「指定介護予防支援等基準第30条第7号」を「指定介護予防支援等基準条例第34条第7号」に改める。

（金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

3 金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第17条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号」を「金沢市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第60号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第34条第9号」に改める。

第69条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第34条各号」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第35条各号」に改める。

金沢市介護保険法に基づく地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年12月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第61号

金沢市介護保険法に基づく地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定による地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の包括的支援事業（同条第1項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）を実施するために必要な基準に関しては、この条例の定めるところによる。

（職員の基準及び員数）

第2条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
 (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人
- 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等（法第23条に規定する居宅サービス等をいう。）の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者（法第9条第2号に規定する第2号被保険者をいう。）の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市長が適当と認める者により構成されるものをいう。次条第2項において同じ。）において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人 員 配 置 基 準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

（その他の事項）

第3条 地域包括支援センターは、前条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第62号

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市障害児通園施設条例の一部改正)

第1条 金沢市障害児通園施設条例(昭和53年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第66条第5号中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第56号)の一部を次のように改正する。

第52条第8項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改め、「いう」の次に「。以下この項において同じ」を加える。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

(金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条の2第8項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

第3条ただし書中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

(金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号イ中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第63号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第4条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第6条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第8条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和52年条例第1

号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第10条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「306,000円」を「307,000円」に改め、同条第6項ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第12条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定、第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。ただし、第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例第2条第4項の規定は、同年4月1日から適用する。

(期末手当等の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定、第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正前の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定及び第9条の規定による改正前の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当並びに第11条の規定による改正前の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された初任給調整手当及び期末手当は、それぞれ第1

条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定及び第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定による期末手当並びに第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定による初任給調整手当及び期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第64号

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項第1号中「306,000円」を「307,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「50,300円」に改める。

第13条第2項第2号の表中 「 8,100円 」 を 「 8,200円 」 に、
「 9,100円 」 を 「 9,300円 」 に、「10,100円」を「10,500円」
に、「11,100円」を「11,700円」に、「12,100円」を「12,900円」に、「13,100円」を
「14,100円」に、「14,100円」を「15,300円」に、「15,100円」を「16,450円」に、
「16,100円」を「17,600円」に、「17,100円」を「18,700円」に、「18,100円」を
「19,850円」に、「19,100円」を「21,000円」に、「20,100円」を「22,150円」に、
「21,100円」を「23,300円」に、「22,100円」を「24,400円」に、「23,050円」を
「25,150円」に、「24,000円」を「25,900円」に、「24,950円」を「26,600円」に、
「25,900円」を「27,300円」に、「26,850円」を「28,000円」に、「27,800円」を
「28,750円」に、「28,750円」を「29,500円」に、「29,700円」を「30,200円」に、
「30,650円」を「30,900円」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を
「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100
分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

附則第12項中「100分の1.0125」を「100分の1.2375」に、「100分の1.3125」を「100
分の1.5375」に、「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の
102.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200
	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000
	39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900
	40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800
	41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700
	42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000	
	43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800	
	44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400	
	45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200	

	46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400
	47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100
	48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900
	49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500
	50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200
	51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000
	52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800
	53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400
	54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200
	55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000
	56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600
	57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200
	58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000
	59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800
	60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600
再任 用職 員以 外の 職員	61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200
	62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	
	63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200	
	64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800	
	65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100	
	66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700	
	67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400	
	68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900	
	69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400	
	70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100	
	71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800	
	72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500	
	73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000	
	74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700	
	75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400	
	76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100	
	77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600	
	78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100		
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800			
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500			
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000			
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700			
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400			
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100			
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600			
86	241,000	295,900	344,000	383,900				
87	241,700	296,200	344,500	384,500				
88	242,400	296,600	344,900	385,100				
89	243,100	296,900	345,200	385,800				
90	243,600	297,300	345,600	386,400				
91	244,100	297,700	346,100	387,000				
92	244,600	298,100	346,500	387,600				
93	244,900	298,200	346,700	388,300				
94		298,500	347,100					
95		298,900	347,600					
96		299,300	348,000					

	97		299,500	348,100						
	98		299,800	348,600						
	99		300,200	349,100						
	100		300,600	349,400						
	101		300,800	349,700						
	102		301,100	350,100						
	103		301,500	350,500						
	104		301,800	350,900						
	105		302,000	351,400						
	106		302,300	351,800						
	107		302,700	352,200						
	108		303,000	352,600						
	109		303,200	353,100						
	110		303,600	353,500						
	111		304,000	353,900						
	112		304,300	354,200						
	113		304,400	354,700						
	114		304,700							
	115		305,000							
	116		305,400							
	117		305,600							
	118		305,800							
	119		306,100							
	120		306,400							
	121		306,800							
	122		307,000							
	123		307,300							
	124		307,600							
	125		308,000							
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び第27条に規定する職員を除く。

別表第 2 (第 4 条関係)

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	256,100	332,300	423,100
	2	152,400	196,800	258,900	334,600	424,900
	3	153,900	198,400	261,700	336,900	426,700
	4	155,400	200,100	264,500	339,200	428,500
	5	157,100	201,900	267,100	341,500	430,100
	6	159,000	203,600	269,800	343,800	431,700
	7	160,800	205,300	272,400	346,100	433,600
	8	162,600	206,900	275,000	348,400	435,500
	9	164,400	208,700	277,600	350,600	437,300
	10	166,500	210,600	280,300	352,800	439,100
	11	168,500	212,500	283,000	355,000	441,000
	12	170,500	214,400	285,700	357,200	442,900

13	172,500	216,100	288,300	359,400	444,600
14	174,700	218,100	290,900	361,400	446,500
15	176,900	220,100	293,600	363,400	448,400
16	179,100	222,100	296,300	365,500	450,300
17	181,400	224,000	299,000	367,400	452,000
18	184,000	226,700	301,700	369,400	453,800
19	186,500	229,400	304,400	371,400	455,600
20	189,000	232,100	307,100	373,400	457,400
21	191,500	234,900	309,800	375,400	459,000
22	193,200	237,800	312,500	377,400	460,800
23	194,900	240,700	315,100	379,400	462,700
24	196,600	243,500	317,800	381,300	464,400
25	198,100	246,200	320,500	382,800	466,100
26	199,800	249,000	322,900	384,700	467,800
27	201,500	251,800	325,300	386,600	469,400
28	203,100	254,600	327,700	388,500	471,100
29	204,600	257,400	330,100	390,400	472,900
30	206,300	260,000	332,100	392,400	474,500
31	208,000	262,600	334,300	394,400	476,100
32	209,700	265,200	336,500	396,400	477,800
33	211,300	267,600	338,700	398,200	479,500
34	213,100	270,200	340,900	399,900	480,500
35	214,900	272,700	343,100	401,600	481,500
36	216,700	275,200	345,300	403,400	482,300
37	218,300	277,700	347,500	404,600	483,400
38	220,100	280,200	349,700	406,100	
39	221,900	282,800	351,900	407,500	
40	223,700	285,400	354,100	409,000	
41	225,600	287,900	356,200	410,700	
42	227,400	290,500	358,300	412,100	
43	229,200	293,000	360,400	413,500	
44	230,900	295,500	362,500	415,100	
45	232,700	297,800	364,600	416,700	
46	234,400	300,400	366,700	418,000	
47	236,100	303,000	368,700	419,600	
48	237,800	305,700	370,800	421,200	
49	239,400	308,200	372,600	422,900	
50	241,100	310,700	374,500	424,300	
51	242,800	313,200	376,500	425,900	
52	244,500	315,700	378,500	427,500	
53	245,900	318,100	380,500	429,200	
54	247,500	320,300	382,300	430,700	
55	249,100	322,500	384,100	432,300	
56	250,800	324,700	385,900	433,900	
57	252,300	327,000	387,400	435,400	
58	253,800	329,200	389,100	436,900	
59	255,400	331,400	390,800	438,300	
60	257,000	333,500	392,500	439,800	
61	258,500	335,700	393,800	441,400	
62	260,100	337,900	395,200	442,900	
63	261,700	340,100	396,600	444,400	

再任 用職 員以 外の 職員	64	263,200	342,300	397,900	445,900
	65	264,700	344,300	399,300	447,600
	66	266,400	346,500	400,600	449,100
	67	268,000	348,700	402,000	450,600
	68	269,700	350,900	403,400	452,200
	69	271,200	352,900	404,800	453,800
	70	272,700	355,000	406,100	455,300
	71	274,200	357,100	407,500	456,900
	72	275,700	359,200	408,900	458,500
	73	276,900	361,000	410,200	460,000
	74	278,300	362,900	411,600	461,000
	75	279,700	364,900	413,000	462,000
	76	281,100	366,800	414,400	462,800
	77	282,500	368,800	415,600	463,600
78	283,700	370,500	416,900		
79	284,900	372,200	418,200		
80	286,100	373,900	419,600		
81	287,400	375,400	420,900		
82	288,600	376,900	422,200		
83	289,800	378,400	423,400		
84	291,000	379,900	424,700		
85	292,200	381,000	425,900		
86	293,400	382,400	427,100		
87	294,600	383,800	428,300		
88	295,800	385,200	429,400		
89	297,000	386,500	430,500		
90	298,200	387,800	431,500		
91	299,400	389,100	432,500		
92	300,600	390,400	433,500		
93	301,400	391,700	434,500		
94	302,500	392,900	435,600		
95	303,700	394,200	436,600		
96	304,900	395,500	437,700		
97	305,900	396,900	438,600		
98	307,000	397,900	439,300		
99	308,100	399,000	440,100		
100	309,200	400,100	440,700		
101	310,100	401,000	441,500		
102	311,200	402,000	442,100		
103	312,300	403,100	442,700		
104	313,400	404,200	443,300		
105	314,000	404,900	443,800		
106	314,900	405,900	444,400		
107	315,700	406,900	445,000		
108	316,500	407,900	445,600		
109	317,400	408,700	446,200		
110	317,800	409,600			
111	318,300	410,500			
112	318,800	411,300			
113	319,400	411,900			
114	319,800	412,600			

	115	320,300	413,300			
	116	320,800	414,000			
	117	321,400	414,700			
	118	321,900	415,500			
	119	322,400	416,100			
	120	322,900	416,900			
	121	323,400	417,500			
	122	323,800	417,900			
	123	324,300	418,400			
	124	324,800	418,700			
	125	325,400	419,100			
	126	325,700	419,600			
	127	326,000	420,100			
	128	326,300	420,600			
	129	326,600	421,000			
	130	326,900	421,500			
	131	327,200	422,000			
	132	327,500	422,500			
	133	327,700	422,900			
	134	327,900	423,400			
	135	328,100	423,900			
	136	328,400	424,400			
	137	328,700	424,800			
	138	328,900				
	139	329,200				
	140	329,500				
	141	329,700				
	142	329,900				
	143	330,200				
	144	330,400				
	145	330,700				
	146	330,900				
	147	331,200				
	148	331,500				
	149	331,700				
	150	331,900				
	151	332,200				
	152	332,500				
	153	332,700				
再任用職員		234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

備考

- この表は、金沢市立工業高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、実習教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 3 (第 4 条関係)

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	30	339,400	410,800	465,200	527,500
	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	32	344,200	414,900	469,800	531,100
	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	36	354,000	423,000	478,100	538,000
	37	356,400	425,100	480,200	539,600
	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	39	361,200	429,100	483,800	542,600
	40	363,600	431,100	485,600	544,200
	41	365,900	433,100	487,300	545,700
	42	367,400	434,900	489,100	547,100
	43	368,900	436,700	490,900	548,500
	44	370,400	438,500	492,700	549,800

再任 用職 員以 外の 職員	45	371,900	440,400	494,300	551,000
	46	373,300	442,200	496,000	552,000
	47	374,800	444,000	497,800	553,000
	48	376,300	445,800	499,600	554,000
	49	377,600	447,600	501,200	555,000
	50	378,600	449,300	502,500	555,900
	51	379,600	451,100	503,800	556,800
	52	380,600	452,900	505,100	557,700
	53	381,600	454,800	506,400	558,500
	54	382,500	456,000	507,700	559,400
	55	383,400	457,200	509,000	560,300
	56	384,300	458,400	510,300	561,200
	57	385,300	459,600	511,300	562,100
	58	386,200	460,600	512,100	563,000
	59	387,000	461,600	512,900	563,900
	60	387,900	462,600	513,700	564,600
	61	388,700	463,400	514,600	565,500
	62	389,200	464,100	515,400	566,400
	63	389,700	464,800	516,300	567,300
	64	390,200	465,500	517,100	568,200
	65	390,500	466,200	518,000	569,100
	66		466,900	518,900	
	67		467,600	519,600	
	68		468,300	520,500	
	69		468,800	521,400	
	70		469,500	522,200	
	71		470,200	523,100	
	72		470,900	524,000	
	73		471,300	524,800	
	74		471,900	525,700	
	75		472,600	526,600	
	76		473,300	527,300	
	77		473,700	528,100	
	78		474,300	529,000	
	79		474,900	529,900	
	80		475,400	530,800	
	81		476,000	531,600	
	82		476,500	532,500	
	83		477,000	533,400	
	84		477,500	534,300	
	85		477,900	535,100	
	86		478,500	536,000	
	87		478,900	536,900	
	88		479,400	537,800	
	89		479,900	538,600	
	90		480,500		
	91		481,100		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		

	97		484,300		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200	376,400	443,800
	2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300	379,100	446,400
	3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500	381,800	449,000
	4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700	384,500	451,600
	5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800	387,000	454,100
	6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000	389,700	456,600
	7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200	392,400	459,100
	8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400	395,100	461,600
	9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400	397,300	464,100
	10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600	399,600	466,500
	11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800	401,800	469,100
	12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000	404,100	471,600
	13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700	406,200	474,100
	14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700	408,200	475,600
	15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700	410,300	476,900
	16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700	412,500	478,400
	17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700	414,300	480,000
	18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800	416,300	481,400
	19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800	418,400	482,900
	20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900	420,500	484,400
	21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700	422,300	485,900
	22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800	423,900	487,400
	23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900	425,500	488,900
	24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000	427,100	490,200
	25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500	428,600	491,800
	26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300	429,900	493,300
	27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100	431,200	494,800
	28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900	432,500	496,300
	29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700	433,800	497,900
	30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200	435,000	499,100
	31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900	436,200	500,300
	32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300	501,500
	33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500	502,800
	34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700	503,800
	35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000	504,800
	36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200	505,800
	37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000	443,500	506,800
	38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300	
	39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300	445,000	
	40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500	445,800	

	41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400
	42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100
	43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900
	44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700
	45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300
	46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100
	47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900
	48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500
	49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100
	50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900
	51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700
	52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500
	53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100
	54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100	
	55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700	
	56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300	
再任 用職 員以 外の 職員	57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800	
	58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500	
	59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100	
	60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800	
	61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100	
	62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600	
	63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300	
	64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000	
	65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300	
	66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200		
	67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900		
	68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500		
	69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000		
	70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500		
	71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000		
	72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500		
	73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100		
	74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600		
	75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200		
	76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800		
	77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300		
	78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800		
	79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400		
	80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000		
	81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500		
	82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100		
	83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700		
	84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300		
	85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000		
	86		293,000	329,600	350,900			
	87		293,200	329,800	351,200			
	88		293,400	330,200	351,500			
	89		293,800	330,600	351,900			
	90		294,000	331,000	352,200			
	91		294,200	331,400	352,600			
	92		294,400	331,800	352,900			

93	294,800	332,200	353,300					
94	295,000	332,400	353,600					
95	295,200	332,800	354,000					
96	295,500	333,100	354,300					
97	295,900	333,300	354,600					
98	296,200	333,600	355,000					
99	296,500	333,900	355,400					
100	296,800	334,200	355,800					
101	297,100	334,400	356,300					
102	297,300	334,700	356,700					
103	297,600	335,100	357,100					
104	297,900	335,300	357,500					
105	298,200	335,400	358,000					
106		335,700						
107		336,100						
108		336,300						
109		336,500						
110		336,900						
111		337,300						
112		337,700						
113		337,900						
再任用職員	186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000	432,700

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500	379,400
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700	382,100
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900	384,800
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100	387,500
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300	389,700
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500	392,100
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700	394,500
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900	396,800
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600	398,900
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600	401,000
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600	403,200
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600	405,600
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800	407,600
	14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900	409,700
	15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000	411,900
	16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100	414,100
	17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100	416,200
	18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200	418,400
	19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300	420,600
	20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400	422,800

21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200	424,700
22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300	426,600
23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400	428,500
24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500	430,400
25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500	432,100
26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200	433,700
27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100	435,400
28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000	437,000
29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900	438,300
30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700	439,700
31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600	441,300
32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500	442,800
33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200	444,500
34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900	446,100
35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700	447,600
36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500	449,200
37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100	450,600
38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900	452,000
39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700	453,500
40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500	455,000
41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000	456,300
42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700	457,200
43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400	458,100
44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000	458,800
45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400	459,800
46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000	460,700
47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500	461,600
48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000	462,500
49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600	463,500
50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100	464,200
51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600	465,000
52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100	465,800
53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500	466,700
54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000	467,500
55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400	468,300
56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800	469,100
57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900	470,000
58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800	
59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700	
60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400	
61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300	
62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200	
63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100	
64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000	
65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900	
66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700	
67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500	
68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300	
69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100	
70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400		
71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100		
72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700		

	73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400
	74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900
	75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500
	76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000
	77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400
	78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000
	79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600
	80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000
	81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500
	82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100
	83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700
再任用職員以外の職員	84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300
	85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800
	86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400
	87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000
	88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600
	89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000
	90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500
	91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100
	92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700
	93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200
	94	284,800	319,000	353,100	371,400	
	95	285,800	319,700	353,800	371,900	
	96	286,800	320,300	354,400	372,200	
	97	287,700	321,000	354,800	372,800	
	98	288,500	321,300	355,200	373,300	
	99	289,300	322,000	355,700	373,800	
	100	290,200	322,700	356,100	374,300	
	101	291,000	323,100	356,600	374,900	
	102	291,800	323,700	357,000	375,400	
	103	292,600	324,300	357,500	375,900	
	104	293,400	324,900	357,900	376,300	
	105	294,100	325,300	358,200	376,900	
	106	294,600	325,800	358,700	377,400	
	107	295,100	326,300	359,200	377,900	
	108	295,600	326,800	359,500	378,400	
	109	295,800	327,200	360,000	379,000	
	110	296,200	327,600	360,500	379,500	
	111	296,400	327,900	361,000	380,000	
	112	296,800	328,300	361,500	380,500	
	113	297,100	328,700	362,000	381,100	
	114	297,300	329,100	362,500		
	115	297,700	329,500	363,000		
	116	298,000	329,800	363,400		
	117	298,300	330,000	363,800		
	118	298,600	330,300	364,300		
	119	298,900	330,700	364,800		
	120	299,300	330,900	365,300		
	121	299,600	331,100	365,700		
	122	300,000	331,400	366,200		
	123	300,400	331,700	366,700		

124	300,800	332,000	367,200				
125	301,000	332,200	367,600				
126	301,200	332,500					
127	301,600	332,900					
128	302,000	333,100					
129	302,200	333,200					
130	302,500	333,600					
131	302,900	334,000					
132	303,300	334,200					
133	303,500	334,500					
134	303,800	334,900					
135	304,200	335,300					
136	304,500	335,700					
137	304,700	336,000					
138	305,000	336,400					
139	305,400	336,800					
140	305,700	337,200					
141	305,900	337,500					
142	306,300	337,900					
143	306,700	338,300					
144	307,000	338,700					
145	307,100	339,000					
146	307,400	339,400					
147	307,700	339,800					
148	308,100	340,200					
149	308,300	340,500					
150	308,500	340,900					
151	308,800	341,300					
152	309,100	341,700					
153	309,500	342,000					
154	309,700						
155	309,900						
156	310,200						
157	310,600						
158	310,900						
159	311,200						
160	311,500						
161	311,900						
162	312,200						
163	312,500						
164	312,800						
165	313,200						
166	313,500						
167	313,800						
168	314,100						
169	314,500						
再任用職員	233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項中「100分の18」を「100分の20」に改める。

第12条の3中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第13条の2第2項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改める。

第19条の2第1項中「、臨時」を「臨時」に改め、「の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、第10条の2第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第19条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市長が定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において市長が定める額

第22条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

第23条の6中「、第13条の2」を削る。

附則第9項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

附則第12項中「100分の1.2375」を「100分の1.125」に、「100分の1.5375」を「100分の1.425」に、「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300

9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000
10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100
11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100
12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900
14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700		
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000		
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300		
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700		
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000		

再任用職員以外の職員	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	
	77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	
	80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700	
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900	
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200	
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500	
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700	
	85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900	
	86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000		
	87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300		
	88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500		
	89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700		
	90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000		
	91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300		
	92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500		
	93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700		
	94		292,500	340,300				
	95		292,900	340,800				
	96		293,300	341,200				
	97		293,500	341,300				
	98		293,800	341,800				
	99		294,200	342,200				
	100		294,600	342,500				
	101		294,800	342,800				
	102		295,100	343,200				
	103		295,500	343,600				
	104		295,800	344,000				
	105		296,000	344,500				
	106		296,300	344,900				
	107		296,700	345,300				
	108		297,000	345,700				
	109		297,200	346,200				
	110		297,600	346,600				

	111		298,000	346,900						
	112		298,300	347,200						
	113		298,400	347,700						
	114		298,700							
	115		299,000							
	116		299,400							
	117		299,600							
	118		299,800							
	119		300,100							
	120		300,400							
	121		300,800							
	122		301,000							
	123		301,300							
	124		301,600							
	125		301,900							
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び第27条に規定する職員を除く。

別表第 2 (第 4 条関係)

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	255,300	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	257,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	260,200	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	262,700	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	265,300	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	267,700	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	270,000	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	272,300	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	274,800	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	277,200	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	279,600	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	282,000	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	284,500	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	286,600	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	288,700	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	290,900	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	293,100	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	295,800	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	298,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	301,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	303,600	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	306,300	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	308,800	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	311,500	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	314,200	375,200	457,000

26	199,800	247,900	316,500	377,000	458,600
27	201,500	250,400	318,900	378,900	460,200
28	203,100	252,900	321,200	380,800	461,700
29	204,600	255,600	323,500	382,700	463,200
30	206,300	258,000	325,500	384,600	464,500
31	208,000	260,300	327,700	386,500	465,800
32	209,700	262,600	329,900	388,500	467,100
33	211,300	264,900	332,000	390,200	468,300
34	213,100	267,200	334,200	391,900	469,000
35	214,900	269,400	336,400	393,500	469,700
36	216,700	271,600	338,500	395,300	470,400
37	218,300	274,000	340,700	396,500	471,000
38	220,100	276,000	342,800	398,000	
39	221,900	278,100	345,000	399,400	
40	223,700	280,200	347,100	400,800	
41	225,400	282,200	349,200	402,500	
42	227,100	284,800	351,300	403,900	
43	228,700	287,200	353,300	405,200	
44	230,300	289,700	355,400	406,700	
45	232,000	291,900	357,400	408,300	
46	233,400	294,500	359,500	409,600	
47	234,800	297,000	361,500	411,100	
48	236,200	299,700	363,500	412,700	
49	237,700	302,100	365,300	414,400	
50	239,200	304,500	367,100	415,800	
51	240,600	307,000	369,100	417,400	
52	242,100	309,400	371,100	418,900	
53	243,400	311,800	373,000	420,600	
54	244,700	314,000	374,800	422,100	
55	246,100	316,100	376,600	423,700	
56	247,500	318,300	378,300	425,300	
57	248,900	320,600	379,800	426,800	
58	250,000	322,700	381,400	428,300	
59	251,300	324,900	383,100	429,500	
60	252,600	326,900	384,800	430,700	
61	253,900	329,100	386,000	431,900	
62	255,400	331,200	387,400	433,200	
63	256,800	333,400	388,800	434,500	
64	258,100	335,600	390,100	435,700	
65	259,500	337,500	391,500	436,900	
66	261,100	339,700	392,700	438,100	
67	262,700	341,800	394,100	439,300	
68	264,400	344,000	395,500	440,500	
69	265,900	346,000	396,800	441,700	
70	267,300	348,000	398,100	442,900	
71	268,800	350,100	399,500	444,100	
72	270,300	352,100	400,800	445,300	
73	271,400	353,900	402,100	446,400	
74	272,800	355,800	403,500	447,000	
75	274,200	357,700	404,900	447,500	
76	275,500	359,600	406,200	448,000	

再任
用職

員以外の職員	77	276,900	361,500	407,400	448,500
	78	278,100	363,200	408,600	
	79	279,300	364,900	409,900	
	80	280,500	366,500	411,300	
	81	281,700	368,000	412,600	
	82	282,900	369,500	413,800	
	83	284,100	371,000	414,800	
	84	285,300	372,400	416,000	
	85	286,500	373,500	417,200	
	86	287,600	374,900	418,400	
	87	288,800	376,300	419,600	
	88	290,000	377,600	420,600	
	89	291,200	378,900	421,700	
	90	292,300	380,200	422,700	
	91	293,500	381,400	423,700	
	92	294,700	382,700	424,700	
	93	295,500	384,000	425,600	
	94	296,500	385,100	426,400	
	95	297,700	386,400	427,200	
	96	298,900	387,600	428,000	
	97	299,900	389,000	428,800	
	98	301,000	390,000	429,200	
	99	302,000	391,100	429,600	
	100	303,100	392,100	430,000	
	101	304,000	393,000	430,400	
	102	305,100	394,000	430,700	
	103	306,200	395,100	431,000	
	104	307,200	396,200	431,300	
105	307,800	396,900	431,600		
106	308,700	397,800	431,900		
107	309,500	398,700	432,200		
108	310,300	399,600	432,400		
109	311,200	400,400	432,600		
110	311,600	401,300	432,900		
111	312,000	402,100	433,200		
112	312,500	402,900	433,400		
113	313,100	403,500	433,600		
114	313,500	404,200	433,900		
115	314,000	404,900	434,200		
116	314,500	405,600	434,400		
117	315,100	406,200	434,600		
118	315,600	406,700			
119	316,000	407,100			
120	316,500	407,500			
121	317,000	407,900			
122	317,400	408,200			
123	317,900	408,500			
124	318,400	408,700			
125	319,000	408,900			
126	319,300	409,200			
127	319,600	409,500			
128	319,900	409,700			

	129	320,100	409,900			
	130	320,400	410,200			
	131	320,700	410,500			
	132	321,000	410,700			
	133	321,200	410,900			
	134	321,400	411,200			
	135	321,600	411,500			
	136	321,900	411,700			
	137	322,200	411,900			
	138	322,400	412,200			
	139	322,700	412,500			
	140	323,000	412,700			
	141	323,200	412,900			
	142	323,400	413,200			
	143	323,700	413,500			
	144	323,900	413,700			
	145	324,200	413,900			
	146	324,400				
	147	324,700				
	148	325,000				
	149	325,200				
	150	325,400				
	151	325,700				
	152	326,000				
	153	326,200				
再任用職員		231,700	272,000	300,700	328,800	412,900

備考

- この表は、金沢市立工業高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、実習教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3イ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800	434,900
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500	437,500
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100	440,000
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800	442,600
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200	445,000
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900	447,500
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500	450,000
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200	452,500
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300	454,900
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600	457,300
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800	459,900
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000	462,300

	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100	464,800
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100	466,300
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100	467,600
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200	468,900
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000	470,100
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000	471,400
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900	472,700
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000	474,000
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800	475,200
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400	476,600
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000	478,000
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500	479,200
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000	480,600
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300	481,900
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600	483,300
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900	484,700
	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200	486,100
	30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400	487,200
	31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600	488,300
	32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700	489,400
	33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900	490,500
	34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100	491,400
	35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300	492,300
	36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500	493,200
	37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800	494,200
	38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600	
	39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000	
	40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700	
	41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200	
	42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600	
	43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000	
	44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400	
	45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800	
	46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200	
	47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600	
	48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900	
	49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200	
	50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600	
	51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900	
	52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200	
	53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500	
	54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500		
	55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800		
	56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100		
再任 用職 員以 外の 職員	57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400		
	58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700		
	59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000		
	60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400		
	61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600		
	62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900		
	63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200		

64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600	
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300	
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900	
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300	
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800	
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300	
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800	
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400	
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900	
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500	
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100	
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600	
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100	
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600	
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100	
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400	
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900	
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300	
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700	
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100	
86		287,200	323,100	344,000		
87		287,400	323,300	344,300		
88		287,600	323,700	344,600		
89		288,000	324,100	345,000		
90		288,200	324,500	345,300		
91		288,400	324,900	345,700		
92		288,600	325,300	346,000		
93		289,000	325,600	346,400		
94		289,200	325,800	346,700		
95		289,400	326,200	347,000		
96		289,700	326,500	347,300		
97		290,100	326,700	347,600		
98		290,400	327,000	348,000		
99		290,600	327,300	348,400		
100		290,900	327,600	348,800		
101		291,200	327,800	349,300		
102		291,400	328,100	349,700		
103		291,600	328,500	350,100		
104		291,900	328,700	350,500		
105		292,200	328,800	351,000		
106			329,100			
107			329,500			
108			329,700			
109			329,900			
110			330,300			
111			330,700			
112			331,100			
113			331,300			

再任用職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500	362,700	424,200
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900	371,800
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100	374,400
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200	377,100
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400	379,700
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600	381,900
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700	384,300
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900	386,600
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000	388,900
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700	390,900
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700	393,000
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600	395,200
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600	397,500
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700	399,400
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800	401,400
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900	403,600
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900	405,800
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900	407,800
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900	410,000
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000	412,200
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100	414,300
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800	416,200
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900	418,100
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000	419,900
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000	421,800
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000	423,500
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600	425,100
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500	426,800
	28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400	428,400
	29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200	429,700
	30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900	431,000
	31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800	432,600
	32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600	434,100
	33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300	435,800
	34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000	437,400
	35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800	438,800
	36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500	440,200
	37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100	441,300
	38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800	442,600
	39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600	443,900
	40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400	445,300
	41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900	446,300
	42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400	447,000

	43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900	447,800
	44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200	448,400
	45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300	449,300
	46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400	450,000
	47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500	450,800
	48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700	451,600
	49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000	452,300
	50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100	453,000
	51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300	453,700
	52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400	454,500
	53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600	455,300
	54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600	456,100
	55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700	456,800
	56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800	457,500
	57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900	458,300
	58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400	
	59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000	
	60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400	
	61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000	
	62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500	
	63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900	
	64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400	
	65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000	
	66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400	
	67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700	
	68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000	
	69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400	
	70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700		
	71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400		
	72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000		
	73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700		
	74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200		
	75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800		
	76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300		
	77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700		
	78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300		
	79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800		
	80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100		
	81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400		
	82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900		
	83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300		
	84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600		
再任 用職 員以 外の 職員	85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900		
	86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400		
	87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900		
	88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300		
	89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600		
	90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000		
	91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500		
	92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900		
	93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300		

94	279,200	312,700	346,100	364,100
95	280,100	313,400	346,800	364,500
96	281,100	314,000	347,400	364,800
97	282,000	314,700	347,800	365,400
98	282,800	315,000	348,200	365,900
99	283,500	315,600	348,700	366,400
100	284,400	316,300	349,100	366,900
101	285,200	316,700	349,600	367,500
102	286,000	317,300	350,000	368,000
103	286,800	317,900	350,500	368,500
104	287,600	318,500	350,900	368,900
105	288,300	318,900	351,200	369,500
106	288,800	319,400	351,700	370,000
107	289,300	319,900	352,100	370,500
108	289,800	320,400	352,400	371,000
109	290,000	320,800	352,900	371,600
110	290,300	321,200	353,400	372,000
111	290,500	321,500	353,900	372,500
112	290,900	321,800	354,400	373,000
113	291,200	322,200	354,900	373,600
114	291,400	322,600	355,400	
115	291,800	323,000	355,900	
116	292,100	323,300	356,300	
117	292,400	323,500	356,700	
118	292,700	323,800	357,100	
119	293,000	324,200	357,600	
120	293,400	324,400	358,100	
121	293,700	324,600	358,500	
122	294,100	324,900	359,000	
123	294,400	325,200	359,500	
124	294,800	325,500	360,000	
125	295,000	325,700	360,300	
126	295,200	326,000		
127	295,500	326,400		
128	295,900	326,600		
129	296,100	326,700		
130	296,400	327,000		
131	296,800	327,400		
132	297,200	327,600		
133	297,400	327,900		
134	297,700	328,300		
135	298,100	328,700		
136	298,400	329,100		
137	298,600	329,400		
138	298,900	329,800		
139	299,300	330,200		
140	299,600	330,600		
141	299,800	330,900		
142	300,200	331,300		
143	300,600	331,600		
144	300,900	332,000		

	145	301,000	332,300					
	146	301,300	332,700					
	147	301,600	333,100					
	148	302,000	333,500					
	149	302,200	333,800					
	150	302,400	334,200					
	151	302,700	334,600					
	152	303,000	335,000					
	153	303,400	335,300					
	154	303,600						
	155	303,800						
	156	304,100						
	157	304,400						
	158	304,700						
	159	305,000						
	160	305,300						
	161	305,700						
	162	306,000						
	163	306,300						
	164	306,600						
	165	307,000						
	166	307,300						
	167	307,600						
	168	307,900						
	169	308,300						
再任用職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900	368,300

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条の3中「、臨時」を「臨時」に改め、「休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、第4条の2第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第19条中「、第14条の3」及び「及び育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第5条、第5条の2、第5条の4、第12条、第14条の3及び第15条の規定は、育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに附則第4条から第8条まで及び第10条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第3条において「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第22条第2項及び附則第12項の規定は、同年12月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

第2条 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要があると認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

第3条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第4条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要があると認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（号給の切替えに伴う経過措置）

第5条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第2の備考第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、この規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この項において同じ。）が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例第10条の2第1項に規定する職にある職員で、行政職給料表、教育職給料表、医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受けるもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下この項において「特定管理職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定管理職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定管理職員となった場合にあっては、特定管理職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

第6条 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第21条第5項（給与条

例第22条第4項において準用する場合及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第21条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年条例第64号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定による給料の額との合計額」と、給与条例第23条の2第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成26年改正条例附則第5条の規定による給料の額との合計額」とする。

- 2 前条の規定による給料を支給される職員に関する金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条例第48号）第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年条例第64号）附則第5条の規定による給料の額との合計額」とする。

（平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

- 第7条 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条の3	100分の16	100分の16を超えない範囲内で市長が定める割合
第13条の2第2項	30,000円	30,000円を超えない範囲内で市長が定める額

（地域手当に関する経過措置）

- 第8条 第2条の規定の施行の際現に給与条例第12条の4第1項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第2条の規定による改正前の給与条例第12条の2の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する勤務箇所が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同項の規定の適用については、同項中「同条第2項に規定する市長が定める割合をいう。以下この項において「異動等前」とあるのは、「職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年条例第64号）第2条の規定による改正前の第12条の2第2項に規定する市長が定める割合をいう。以下この項において「異動等前」とする。

（委任）

- 第9条 附則第3条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 第10条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第1項の表中	「			を
	第23条の6（見出しを含む。）	再任用職員	任期付短時間勤務職員	

第23条の6の見出し	再任用職員	任期付短時間勤務職員	に改める。
第23条の6	第12条の5まで	第12条の5まで、第13条の2	
	再任用職員	任期付短時間勤務職員	

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第65号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。
第29条第2項第1号中「6,400円」を「8,000円」に改め、同項第2号中「6,000円」を「7,500円」に改め、同項第3号中「3,400円」を「4,250円」に改め、同項第4号中「2,400円」を「3,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第66号

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例

金沢市学校設置条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表金沢市立朝日小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第67号

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例

金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）の一部を次のように改正する。
第2条の表金沢市営専光寺ソフトボール場の項の次に次のように加える。

金沢市営伏見川グラウンド

金沢市米泉町10丁目1番地9

別表第1 金沢市営専光寺ソフトボール場の項の次に次のように加える。

金沢市営伏見川グラウンド

1月4日から12月27日まで

日の出から日没時まで

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第68号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「390,000円」を「404,000円」に改め、同項ただし書中「30,000円」を「16,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第16条第1項の規定は、平成27年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

金沢市議会議員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第69号

金沢市議会議員定数条例の一部を改正する条例

金沢市議会議員定数条例（平成14年条例第67号）の一部を次のように改正する。

本則中「40人」を「38人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

平成26年(2014年)12月25日 印刷

平成26年(2014年)12月25日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄